

リハビリデイ link 宝塚安倉

運営規程

[指定通所介護/(介護予防)従前相当通所型サービス事業所 運営規程]

ヘルスケアリンク阪神株式会社

作成日 令和 6年 9月 1日

リハビリデイ link 宝塚安倉
指定通所介護/（介護予防）従前相当通所型サービス事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 ヘルスケアリンク阪神株式会社が実施する指定通所介護事業及び指定介護予防通所型サービス事業（指定事業者が介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業の各事業。以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態又は若しくは要支援相当の状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は若しくは要支援相当の状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する本事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 本事業の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - (4) 本事業の提供に当たる従業者は、本事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 本事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 本事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
 - (7) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - (8) 本事業の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
 - 3 前2項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

る。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リハビリデイ link 宝塚安倉
- 2 所在地 宝塚市安倉南2丁目2番14号1階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人 [常勤兼務 (生活相談員兼務)]
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- 2 生活相談員 1人以上 [常勤1人以上必要に応じ配置 (管理者又は介護職員兼務)]
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他本事業のサービスの提供を行う。
- 3 看護職員 2人以上 [非常勤2人以上必要に応じ配置]
看護職員は、看護その他本事業のサービスの提供に当たる。
- 4 介護職員 4人以上 [常勤・非常勤4人以上必要に応じ配置]
介護職員は、介護その他本事業のサービスの提供に当たる。
- 5 機能訓練指導員 2人以上 [非常勤2名以上必要に応じ配置]
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。
機能訓練指導員は、機能訓練その他本事業のサービス提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日
月曜日から土曜日までとする。
年末年始は除く。(12月30日、31日、1月1日、2日、3日)
- 2 営業時間
平日 午前8時30分から午後5時30分
土曜 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 (前号の時間から送迎に要する時間を除く時間)
平日 (午前) 午前9時15分から12時20分
平日 (午後) 午後13時30分から16時35分

土曜（午前） 午前9時15分から12時20分
土曜（午後） 午後13時30分から16時35分

（指定通所介護の利用定員）

第6条 本事業のサービスの利用定員は次のとおりとする。

指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業 25名

（事業の内容）

第7条 事業所が行う事業の内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護計画の作成
 - 2 生活指導
 - 3 機能訓練
 - 4 介護サービス
 - 5 健康状態の確認
 - 6 送迎
 - 7 入浴サービス
 - 8 介護に関する相談援助
- 2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。
- ① あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
 - ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
 - ③ 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（事業の利用料その他の費用）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準、介護予防・日常生活支援総合事業にあつては宝塚市規則及び伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱で定める額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
- (1) おむつ代、その他の日常生活費
 - (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第9条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、
宝塚市、伊丹市及び尼崎市・西宮市・川西市の一部地域
（事業所からおおよそ半径5km圏内）
※総合事業にあたっては宝塚市と伊丹市

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。
- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
 - (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
 - (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

（衛生管理対策等）

- 第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施し、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

（非常災害対策）

- 第12条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。
- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく

防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行うこととする。

- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（緊急時の対応）

第13条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（居宅介護支援事業者との連携）

第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく指定通所介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第15条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持等）

第16条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 17 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 20 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第21条 事業所は、全ての従業者に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画には次の研修を盛り込むこととし、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行い従業者の計画的な育成に努めるものとする。また、同時に、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) 認知症介護に係る基礎的な研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）

（運営内容の自己評価）

第22条 事業所は、その提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するように努める。

（暴力団等の影響の排除）

第23条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第24条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（人格の尊重）

第25条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立

った通所介護サービスを提供するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 26 条 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

- 2 第 7 条第 1 項第 1 号の通所介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 3 第 7 条第 1 項第 1 号の通所介護計画、及びサービス提供記録、第 2 4 条第 3 項に規定する事故発生時の記録、第 14 条第 2 項に規定する市町村への通知、並びに第 1 7 条の苦情処理に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
- 4 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕又は介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はヘルスケアリンク阪神株式会社で定める。

(解約権)

第 27 条

事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) 利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する特定の事由（下記に例示しますが、これらに限られるものではありません。）が発生した場合
- (2) 利用者が利用料等の支払いを 3 か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずその支払いをしなかったとき。
- (3) 利用者又はその家族が第 1 0 条に規定する義務に違反したことその他の事業者の責に帰すことのできない事由により、利用者に対して通所介護を提供することが著しく困難になったときは、文書により 2 週間以上の予告期限をもって、この契約を解除することができるものとします。
- (4) 利用者またはその家族が、当事業所職員へ対する身体的暴行・精神的暴力・脅迫や嫌がらせ行為、その他パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である場合。
- (5) 事業者は、利用者またはその家族が事業者や職員に対して、この契約を継続し難いほ

どの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。

(6) 利用者が正当な理由なく事業者が提供するサービスを拒否し、またはサービス提供に必要な協力を行わない場合。

(7) その他運営規程に定める利用者の義務を履行しない場合。

(附 則)

この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。